

総務、産業、建設常任委員会記録

招 集 年 月 日	平成27年5月29日(金)
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午前9時28分
出 席 者	委員長 我妻 薫 副委員長 赤坂 芳則 委員 櫻井 功紀 委員 鈴木 宏通 委員 橋本 四郎 委員 佐野 善弘 委員 前原 吉宏 議長 吉田真悦
欠 席 者	
職務のため出席した者の職氏名	防災管財課長 櫻井英治 " 係長 齋藤 寿 議会事務局次長 佐藤俊幸
協 議 事 項	・原子力災害対策について(協定書および覚書について) ・所管事務調査について
そ の 他	
閉 会	午前11時35分

2号様式 協議の経過

我妻委員長	少し時間前ではございますが揃っていますので。 おはようございます。久しぶりの常任委員会になりますが、今後の進め方も含めて皆さんのご意見いただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。 はじめに今日、傍聴の申し出がありまして、お二人の傍聴を許しております。 それではただいまから常任委員会を開催したいと思います。 委員7名全員出席しておりますので委員会は成立しております。 原子力災害対策と所管事務調査ということでご案内差し上げてますが、原子力災害対策については3月議会で中間まとめということで、執行部に意見反映いたしたく、報告を議長あてに提出しているところでございます。その後、引き続きですね、執行部側も避難計画等々、今後に残された課題が多いということで、常任委員会としても引き続き原子力災害対策について研究、討議を続けていくという確認をされておりますので、そういうことで3月議会以降、初めての常任委員会になります。 皆さんに最初にお諮りしたい。 原子力災害対策としましたが、今日の中心的なところとしては、避難計画等々の災害対策の前提になると考えられますが、お手元に安全協定関係の新聞切り抜き等をお届けしています。この安全協定については議案として議会に提出されたものではなかったと。全員協議会で説明を受けて、そのまま協定締結となった経緯がございます。そういう意味で議会としては協定の内容、覚書については議会としての審議はしていないわけですね。ただこの経過を見てわかるとおり、協定を結んだ1週間後に村井知事の記者会見という形で、5自治体の意向を、ま、言ってみれば無視するかのような、はっきり申し上げればUPA会長の登米市長のコメントも載っていますが、そのような県知事の表明があったと。その後にその関連で河北新報等々に記載されていますが、はっきり河北新報は見直しが必要だろうというふうにうたっています。 私も町長とも話しましたが、やはり執行部側としてもUPZ自治体の中で協議をしなくてはならないということで、舞台づくり、協議の場作りに力を注いでいるようでございます。 そうした経緯の中で、我々議会としてもこれを見過ごすことはできないのではないかと副委員長とも話をしまして、今日の最初に安全協定あるいは覚書に対して意見交換をして今後、どう対応していくか皆さんのご意見をいただければと思って、最初に提起させていただきたいのですが、どうでしょうか。 はい、前原委員。
前原委員	私的には自治体と二人三脚でやってきて進めてきたことです。今回の県知事の発言に対しての町の考え方と同じように、やっぱり議会としても捉えるべきではないのかなと。で、同調して、議会としても同じ意見という

	気持ちです。
我妻委員長	じゃあ、まず議会として意見を固めて町と、ということだね。 よろしいですか、そういう意味で我々常任委員会としても見直しも含めたね、今後、執行部にどう意見を反映していくかという意味で意見交換をしていくということでよろしいですか。 (「はい」の声) そういう意味で皆さん、全員協議会で渡された資料をお持ちだと思いますが、今日は詳しくご案内していなかったので、資料としてあらためて協定、案という形になっていますが、あとは県との覚書、これも協定前ですから案になっていますが、再度、手元に届けさせていただきます。 河北新報ではないですが、あらかじめこういう回答はわかっていたのではないかと厳しい書き方もございますし、協定を結んだ直後の中でも意見反映されるかどうかは不透明が残ったままだと噂がございます。ただうちの町長のコメントが載っておりますが、「事務折衝から我々の意見が県の判断に反映されると思っている」というふうに、希望を込めたコメント出していました。全員協議会でもそういった趣旨が出されていたのかなと思いますが。一週間、そんな早い時期にものの見事にこういうふうに否定されるとは。もう一回、協定、まあ、おもに問題となるところは意見反映できるかどうかということかとは思いますが、あとは協定第12条、改訂のことが規定されていますが、「改訂の事由が生じたとき」。ただ、これはあくまでも電力会社との協定なんでね、こっちはね。 問題はそういう不十分な協定を補完する意味で結んだ県との覚書、それが次の資料2のでございまして、第1項の「協定第12条」、これは次のページの参考資料「安全確保に関する協定書」のほうの12条の中ですね、計画等に対する事前了解ということで、ここに関連しての1項目でありますので。ここに関連しての知事の発言というふうに理解できるのだろうと思います。 覚書では「事前協議の回答をするに当たり、あらかじめその内容」、そして2項では「乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、甲は、東北電力株式会社に対し、当該意見を付して回答する」と。この2項も含めて、なんか否定されたのかってね。 それからあと不明なのが、その12条で言っている新增設と変更。これは再稼働とうたっていないというふうに言っているのか。 5市町の首長の不快感という表現は、5市町は事前協議、再稼働も含めているといったふうな判断で結んだと理解されるんですね。ところが全員協議会で町長も言ったけども、再稼働という文言、出ていないんですね。その辺が、こう、うまくね。
赤坂委員	よくわかんないんだけど、この協定書については調印したんだろうから。ただ漠然としている部分が結構あるんでね。その辺をいくらか首長さん方が詰めたのか、状況を本当は聞きたいんだけどね。
我妻委員長	その辺の再稼働に絡むものが一番のポイントになるかと思うんですが、

	県が結んでいる協定１２条も。 担当課からその経過、説明してもらいますか。求めていますか。
赤坂委員	いや、急に言われても対応できない。 会議には出席しているんだよね。
我妻委員長	そう、そう。 さっき言ったようなところ、経過がわからないなというのが私もありました。さっき言ったように議案として提案されていないんで、議会としても聞いていないよね。
前原委員	全協の資料の中の１２条、１３条を読んでいくとですね、これ赤坂さん言うようにちょっと漠然としすぎていて。
我妻委員長	協定のほう。
前原委員	ええ。全協で出された資料ですよ。 その流れからやっぱりあるのかなとは思いますが。ただ町長の説明の中では委員長が言ったとおり再稼働に関しては言ってないよと。
赤坂委員	それだけだとそういう内容ね。安全協定だけだから。
前原委員	見えないんです。
我妻委員長	全協で町長とのやり取りの中で確認したのは、再稼働と文言は入れてないけども首長の中では再稼働はお互いしないという確認の、それが前提だと。 ですからその辺が微妙な表現になっているのかなと思うんですが。 もしね、必要な場合、説明してもらおうような事態になるかも知れないんでと、事務局にはちょっと話はしました。
赤坂委員	だとすれば、ちょっと経過、状況わからないとね、これでよしと流してしまうようになってしまいうし。
我妻委員長	今後の対応についてもね。
赤坂委員	再稼働についてまた新たにね、協定つくることが必要になってくるかどうかもあるんで。やっぱり現状、どういう内容で話がされたのか、ちょっと聞けるなら聞きたいと思うんだけどね。
我妻委員長	ちょっと担当課に確認してみて、経過説明してもらえるかどうか確認してみて。今、ちょっと確認してみますかね。 じゃ、そういうことで暫時、休憩します。 休憩 ９：４５ （防災管財課、入室） ９：４９ 再開 再開いたします。 担当課長も庁議がまだ始まっていないようで、課長と齋藤さんに来てい

	いただきました。 今、委員会では協定あるいは県との覚書、特に協定のほうでは12条で改訂すべき事由が生じたときの改訂とか、あとはマスコミなんかからは見直すべきだなんていう報道もされていると。 いずれ改訂あるいは見直しの議論を執行部と一緒にこれからやっていくかどうかも含めても、この協定と覚書を結んだ経過を少し確認しておかないと議論も前に進まないということもあったもんですから、何点か経過についてですね、説明していただければなと思ってご足労いただきました。忙しいところ大変すいません。
赤坂委員	新聞に出ている内容からすると、再稼働と協定の中身は別物だと強調されているんだけども。ただ首長たちからすればやっぱり再稼働も含むんだよと、そういう考え持ってあたったんだと思うんだけども。 その辺どうなのか、そこは。微妙なところなんでね。
防災管財課長	まず概略的な部分ですけれども、初めは立地自治体と同様の、再稼働に対する権限と言いますか・・・
齋藤係長	再稼働というわけではなく、安全協定上の。 再稼働は別にするということで考えていただいて。最初は計画の変更等についても権限、それに対する意見は言える権限はほしいということで。そのことに再稼働が含まれていないんで。
防災管財課長	ですから話を戻しますとね、当初は立地自治体と同様の再稼働に対する意見と言いますか、同意ですか、求めるというのが最初のスタンスだったのではなかったかなと。
齋藤係長	再稼働という言葉では言わないで、計画の変更を。 県がもともと、最初に再稼働と、もともと県、立地後、明確になっていないんで。どこまで範囲にするかも決まっていないんで。 もともと女川、石巻、県の安全協定がありますよね、あれが一つの基準だと思っていただいて、それにももちろん再稼働、載っているわけじゃないんで。再稼働というのはまた別の世界で。同等の安全協定を結びたいという考えで。 それでその中に書いてある計画の変更等、立地のほうで結んでいる協定ありますよね。こちらの中身は、もともとそこにも最初から再稼働は含まれていないので。運転するというのが大前提なので。そのことについては含まれていない。ですので、同等の権限は求めていきましたが、その中にもともと再稼働という概念が入っていませんので、当初から。 そういうことも含めてUPZにおいては首長間の確認のもと、再稼働はこれの中には入っていませんよと。別物ですよということで協議を進めてきた。
赤坂委員	うん、だから思うのはね、要はこれだけ再稼働含めて原発が重要な問題になっているわけさね。その中で、この協定書はここには新增設しようという内容、覚書も含めてあるんだけども、この協定書自体を、これは過去の雛型でもって作ったのかどうかわからないけども、現状に合わせたものにね、この協定案というやつを変えてはどうかという意見は出なか

	ったのかどうかと。 安全確保はどこまで枠を広げても、安全確保の枠に入れられるかも知れないけども、ただ文言として新增設の絡みがここに文章化されているから、やっぱり再稼働等の問題についても明文化すべきではなかったのかと思うのだけど、そういう意見を言うかたはいなかったのかどうかさ。 協定書このままでいいよと、立地自治体にプラスアルファになった分でそれでオーケーということにしたのか。 その辺の状況わからないからいま聞いてみようとなった。 この協定自体はもともとの雛型というか、立地自治体がやっていたときのそのまんま。
齋藤係長	いえ。
赤坂委員	でないの。 だから、その辺、直すときに、再稼働の問題が取り上げられているんでそれらを含めて考えなかったのか、そういう意見が出なかったのかということ。
齋藤係長	出しました。 結局はUPZの5つの市、町があって、そのほかに相手の東北電力、その中で5つ間でも考え方がすっかり同じというわけでもなかったの、うちの町としてはいろいろ出しました。 いろんな調整の結果ということなので、まったく最初からこれで「はいはいはい」と言ったわけではなく調整はした。 具体的に言うと新增設の部分についても意見を述べるような形で盛り込むような提案は美里町はしました。
赤坂委員	新增設の部分についての意見は相澤町長が発言したということ。 ではないの。
齋藤係長	前のときから引き続き統一の見解で。
赤坂委員	前の佐々木町長のときから。
齋藤係長	前のときからそれについては意見を述べるということで表記してほしいということずっと。変わっても同じスタンスで調整を続けました。
橋本委員	委員長。
我妻委員長	はい。
橋本委員	あのね、何を求めて話しているのか、皆さんの話わからない。 なぜかという、あなた方自身が全員協議会でこの協定を認めたでしょう。反対した人いましたか。だから今さらになって、知事が再稼働の問題について、あの（聴取不能）それできない。こういうふうになったら、こういう問題出てきた。しかし、私自身は原子力規制委員会が承認をしたら、地方自治体なんと言おうと向うは権力でやるだろうなと思っていた。それ以外に市町村で規制できる何かありますか、協定の中に。協定になかったら、なくてこれは当然、東北電力とか宮城県がね、規制委員会以上の権限を地方自治体に求めるなんてことやるはずがないと思っていたんだ私は。

	ただ、安全協定に近いものを結んで、何かに付けて東北電力側が自治体に報告しなくちゃないと、それだけでも、ま、いいなと思ってきた。 ところが今になって自分たちが協定を結ぼうとして町長に認めながら、あんときはどうだったんだとの質問は、これ時期遅いんじゃないですか。(聴取不能)ということであって。 この委員会というのは何を論議するために委員長が開くのかまったくわからないんだ、俺は。自分たちのやったことが不十分なら不十分の反省の上に立って、これはこうすべきでないかとやるならわかるけれども、自分たちの不十分なところが全然反省なくてね、行政側どうだったんだと、こういう聞き方ありますか。 そして、もし、この安全協定に不満ならば行政なんか呼ぶ必要ない。この部分が私は不満だということを行政側に出したって、そのこと行政が受けるかどうかわかんないんだから。(聴取不能)ないんだから。 私は極論だけどう言った、息子に。もし稼働したら俺、相澤町長と一緒に女川原発のあの、給水管、配水管でなく給水管のところに行って、毛布持って行ってふさいでしまうべと。布団持って行ってふさげばいいと。すると俺と町長だけが捕まればあとは(聴取不能)だべと、こう言っている。あそこふさげば溜まらなくなる。そのくらいしなきゃだめだと。 どこに今、全国の中であの原子力、川内もそうです。自治体の中でそういうことの安全協定が必要だとか安全協定やりますからということでやっている自治体どこにあります。ないというのは二重権になるからです。地方自治体だけになんで法律が認めた規制委員会の権限以上に持たせることが、いいかどうかってのは、政治問題に関わってくるわけですよ。 本来は4月の時点でそこら辺まで論議をすべきであって、私は、あ、不十分だとなっても一応確認、質問、町が足並み揃ったからこれでいいなという気持ちできたんで。それだけです。 あとは行動です。だから皆さん方でやれること何かって言ったらね、俺と一緒に、あの、女川原発に行って給水管を止めればいいんです。(聴取不能)2、3枚持って行けばいいから。そうすると止まっちゃうから。
櫻井委員	委員長いいですか。
我妻委員長	はい。橋本委員の意見はわかりました。
櫻井委員	2点ほど確認したいんですけどね。 5市町と県と東北電力と協定書結んだんだけど、この協定書は入口の問題で再稼働とは別問題ということで認識していいですか。再稼働についてうんぬんは、これ協定書は問題にしていないんですよ。 それから県と立地、石巻、女川、東北電力では今、副委員長言ったとおりね、12条でそういう再稼働とか増設、新設、変更する場合は立地、石巻、女川それから県の事前了解が必要ですよということですよ。それが12条でしょ。
齋藤係長	再稼働は含んでいない。もともとできたときから。

櫻井委員	県と立地自治体、女川と石巻と電力と県。今度、５市町じゃなく、そのときの１２条のほうには変更あるいは新增設または変更しようとするときだからだから、これは再稼働なり含まれているんでしょ。
齋藤係長	含まれてないです。
櫻井委員	あ、そうか。
齋藤係長	その時点から、最初につくったときから再稼働という考え方はないので、そのことはないよということの理解の元で協議は進んでいます。
櫻井委員	あの、鹿児島だかね、自治体、行政それから議会が再稼働にゴーサインを出しているね。再稼働する場合に同意が必要だというのは、この１２条には関係ないの。今の齋藤係長の話だと再稼働には、これは入っていないということでしょ、１２条には。
齋藤係長	そういう理解で県も電力もありました。
櫻井委員	そうすると、そのね、鹿児島の場合の川内原発ね、これはあそこの市と１町だったかな、議会でも行政でもゴーサイン出して、それを受けて県知事もゴーサイン出している。同意が必要だっていうことで。その同意が必要だってこと、ここにはない。立地自治体の同意っていうのはここにはないの。だから、計画に対する事前了解というのは。
齋藤係長	例えば聞いているところによれば、施設の中に新しい建屋、倉庫を作るとかそういうことも含めて増設、計画の変更にあたると。 もともと運転する前提でつくっているの。当時は再稼働というのはなかったの。
櫻井委員	もう一回確認したいんだけどね。 この１２条で乙は、電力会社だな、乙は原子力施設及びこれと関連する施設を新增設しようとするときまたは変更しようとするときは、事前に甲に協議し、了解を得るものとする。これが私、理解しているのが、立地自治体あるいは県の同意が必要なのはこれではないの。
齋藤係長	これではないです。
櫻井委員	ないの。それは別な項目であるの。原子力規制委員会の条項か何かってあるの、地元の同意を得なさいよと。
齋藤係長	一般的に地元と定まっている部分ですね。そこは確認して、ちょっとすいません。
櫻井委員	私はそれ１２条と認識していた
我妻委員長	今のちょっと大事なことだと思うので。 この覚書もね、１２条に関してというので県と覚書を結んでいるわけ。今の１２条の絡みで全国的な再稼働の地元同意というところが、何に基づいて地元同意ってね。何もここになければ、県と地元が再稼働についての、どこだってあの震災以降だから、再稼働の地元、問題になったのは。その後、県、地元自治体、新たな協定結んだってどこも聞いていないわけ。それでも再稼働には地元同意が必要だったの、ずっと言われているわけで。 すると、どの根拠に基づいているかは、ちょっと確認はする必要あると

	思うね。
防災管財課長	12条に関してはですね、あくまでも施設の変更とか新增設に限定した表現になっているんですよね、これはね。ですので、再稼働うんぬんというのは、この部分でどうだっていう話ではないというふうな解釈ができると思います。 ただ、前に電力の担当から聞いた話なんですが、本来、再稼働という概念はないよと。たまたま震災の時期にはいろんな点検とかいろいろな意味合いで停止していたと。ですので、その後に修理とか新設、増設とかあればそれに対して同意を求めるよと、そういう考え方だったんですよね。ですので、再稼働という言い方がいいかどうかは別として、再度、稼働する際はその判断というのは結局、電力自体が最終的に決めるんだよ、みたいなそういうふうな話、もともとはそういう考え方でいるみたいです。
櫻井委員	委員長、いいですか。
我妻委員長	はい。
櫻井委員	河北に、新聞資料を見ているんですけどね、再稼働と安全協定は別と。5市町長反発に知事が強調したと。再稼働にもつながる設備変更への事前了解など県と女川町、石巻市が持つ権限は今回の我々のやつには含まれていないと。そしてさらに知事はですね、再稼働に必要な地元同意は立地自治体の判断で十分だと思うということで、我々が入っていないわけさ。入っていないということを知事が言っているわけさ。 だから、その根本となる再稼働に必要な地元同意ってのが、法的にどこにあるんだというの、さっきから私聞いている。
齋藤係長	それをちょっと確認して、あと、すぐに。
櫻井委員	何回もね、村井知事、このように言っているんだ。
我妻委員長	そこなんだよね。
櫻井委員	ここのところはね、立地自治体と県とで協議して同意して、確認が取ればそれでいいんだ、というようなことを知事が言っているわけさ。
我妻委員長	それで、その県との覚書、結ぶやり取りの中で、町とかUPZの自治体側は、再稼働関係ないって言うけども、地元の意見を聞いてほしいというの、どういう意味で入れたの。
齋藤係長	もともと立地自治体にある権限と同じことを直接、聞いてほしいということを安全協定に入れることを求めました。
我妻委員長	ただ、その安全協定の中の・・・
齋藤係長	調整がつかなくて覚書・・・
我妻委員長	再稼働っていうのは今、震災後は施設の変更なくして再稼働できないわけさ。規制が厳しくなったと。一応ね。あれでも弱いんだけど。 施設全部、変更かけているんですよ。ベントを付けたりね、あれは施設の変更ですよ。そういったものが含まれるというのが、普通、我々これ見たときは含んでいるんだろうなって。
齋藤係長	それは含みます。

我妻委員長	それが、ベントなんか改修されているわけ。そういうときの変更も含むんでしょ。
齋藤係長	はい。
我妻委員長	そういうときにどういうふうに意見反映するかってとかも入るってことでしょ。
齋藤係長	そうですね。
我妻委員長	あと、立ち入りもそこを含めて入るってことでしょ。そういう変更なしには再稼働できないわけさ。 すると、あくまでここでは、経過でいくと、ベント今、施設変更かけてるけど、あれ全部、地元合意、得ているのかな。
齋藤係長	何によるかは別にして、変更は変更なので、これに該当するんだと思う。
我妻委員長	一応、その櫻井委員から出た、再稼働に地元合意が必要だったの、何根拠にするかっての、これは確認しておく必要あるね。それによっては、これから不十分なら UPZ 自治体の中での協議の中にも、検討の、要するに関連でもね。その地元にも入れてほしいというのは、本来の UPZ の考えでしょ、基本的なね。 前原委員。
前原委員	そこ確認したいんですけども、この参考資料の立地自治体と東北電力との協定書、25年11月版となっているんですけど、改訂自体は17年4月以降ないと。
齋藤係長	そうですね。この後に改正はしてません。ここに書いてある17年4月1日、石巻市ということで、名前が変わった以降はやっていないと。
前原委員	ということは、あの津波以降は全然。
齋藤係長	中身は手を付けていない。
前原委員	それ以降はしてませんよと。 （「いじくってないんだな」の声） そこが不思議だね。
我妻委員長	あんな大きな事故あっても、地元の意向がなんら反映した形跡もないし。この協定そのものにも、ものすごくね。 （「変えなきゃないんだな」の声）
前原委員	改訂すべき部分は見えますよね、今となれば。ただそれをいじってないってことは、何かがあるのかなと、ま、想像ですけど。普通なら震災以降、変えなきゃない部分ってありますよね。
我妻委員長	ま、いずれ17年改訂以降、直していない現状に、我々から見ればマッチしていないような協定。それに覚書で入れてほしいということで、こういう経過になってたっていう。そういう面から言っても不十分は不十分。 赤坂委員。
赤坂委員	さっき橋本さん言われたの、まったくそのとおりですから、反省をしていますので。 それとね、この協定書にね、協定を変える場合も含めてなんだけども期

	限というのはあるのかどうか。
防災管財課長	期限というのは特には設けておりません、これは。今後のなにか情勢の変化とかあった場合には、継続的に、見直しを申し入れると言いますか、そういう考えであります。
赤坂委員	だから、ま、我々見ているのは案の段階で見ているからだけれども、やっぱりその辺でね、いろんな意見が出されたらば、その協定そのものを見直すべき段階にもう入っているじゃないかということを含、これは甲、乙とも考えるべきでなかったのかなと思うのね。 期限がないからこのままだよ。そしてこの内容は前とほとんど変わってませんよ、ということだから、大震災後にね、大事件発生した以降のやつは反映されないことになっちゃうね。 あくまでも事務局どうでなくて、やっぱりそういう提案を我々もしていかなきゃないし、やっぱり代表である町長なりね、強く提案をしていってもらいたいなっていう思いもあから、ほら。 本当は少なからず2011年のね、2012年あたりには改訂をしていくべき中身のはずなんだ、こいつは。それが全然されてないってことね。
防災管財課長	その辺については立地自治体と電力とでどういう話がなされたかっていう部分に関わってくるかと思うんですけどね。ちょっとその辺の情報に関してはこちらでも、ちょっと確認は取っていこうと思います。
前原委員	あともう一つ。
我妻委員長	はい、前原委員。
前原委員	立地自治体協定書、第11条に適切な措置の要求ってありますよね。で、これに基づいて作られたのがUPZの中の第7条。 第7条を読むと、乙は立地自治体との安全協定書第11条の規定による適切な措置の要求を受けた場合には、その内容について甲に報告するものとするってね。それを読みかえして立地自治体のやつを読むと、この部分、立会調査の結果、地域住民安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認めた場合は、国を通じもしくは直接乙に対し、発電の制限等適切な処置を講ずることを求めるものとし、文言になっていますね。 これに依じてつくったのが今のUPZのやつなんで、そこっていうのはどういうふうに読み砕いていいのかなと。それもちょっと調べて。 地域住民の安全確保のため・・・書いてないことに対してなんだかなだ言えないわけですね。 (「協定条項にないやつな」の声) その読み砕き方です。
防災管財課長	まず、第7条の乙というのが東北電力。
前原委員	結構、核心とらえていると思うんですよ。
我妻委員長	ちょっと、経過ね。そこ今調べなくても、あれだから。 ただ、この経過の中で読んでみても、電力と地元自治体でやっている安全協定、我々踏み込んでいない、町から踏み込みできない。ただ、部分的

	にそこと同じようにと求めているだけね。立地自体と同じようにと求めただけ。すると、中身についてあまり議論もしてないってこと。
齋藤係長	議論もしてないってことではないんです。 ここで言っている適切な措置の要求という部分は、何か事故とか必要なときに立ち入りをするといったときに、立地側が施設を見て確認したことについてその日のうちに報告するというをやっているそうなん。その際に出た意見が適切な措置の要求になると思います。どういうふうに直しなさいとか、ちゃんとわかるまでは運転をするなどかの指示を出す。その部分についてうちのほうも同じような形で言えるようにしてほしいという交渉はずっとしました、美里町としては。 ただ、最終的に、その結果、立ち会うことができると。県を通じて美里町の意見は、県にワンクッション入れてからということになるんですが、意見を出します。ただ、私たち以外にも別なところから意見が出る可能性はありますし、それについて基本的には報告を受けるよという項目が第7条、うちの協定になります。 報告となっていますので石巻、女川が出すかもしれない。
我妻委員長	県と地元の安全協定が前提になっている。こっちはあくまでも甲が求めたときの立ち入り調査なんだよね、甲が。ということは県、女川、石巻、この3つがしようとならなければうちのほうの立ち入り調査もできないことになるわけね。 ワンクッションと言われたけど、ワンクッション以前の問題というか、全然こっち側がほしいと言ったときに、立ち入り調査してもらえる、その道筋がないんだよね。
齋藤係長	その話にもなりました。
我妻委員長	そこどうだったの。
齋藤係長	それについて基準があると。あったら示してくれと。 私たちはUPZ側として、じゃ、県が判断するんであればどうなったら県はそれを出せるのか。こういう基準になったときに、この事故だったら立ち入りますよとか、この状態になったら立ち入りますよというのを示なければ、私たちも町とか議会に説明できませんと話しました。 ただ、県のほうの答えは、これについては運用が明確に決まっていませんと逃げられて。ただ、これまでやった状況についてはお知らせできそうです。 ただ、これについても女川、石巻と県が一緒になって運用している安全協定なので、それについては今の時点では明確に言えない、その事故、状況のとき考えさせていただいていると。過去の実例は示せますがという答えに終始されました。そこ確認は取りましたこちらで。そういう答えしか出てきませんでした。
我妻委員長	だからさっき言ったような、あんなに大きい事故あって女川だって5つの電源のうち4つも動かなくなって、かろうじて一つが動いていて大参事を免れたっていう、紙一重の状況だった。そんな大事故あった。それでも

	県はこの立ち入り調査やったというの、聞いてますか。県とか女川とか甲がやったの聞いていないよね。
防災管財課長	私は認識してません。
我妻委員長	そんなの議論にならなかったの。あれぐらいの事故はないって言っているぐらいの事故。 (「やってないことはないと思うんだけど」の声)
齋藤係長	それに基づくもので入ったのか、現地を見ていないとは言い切れない。現地には行っているの、県の職員とかは。これに基づく立ち入りということで入っているのか、まったく見てないわけではないと思う。
我妻委員長	いや、もし入っているとすれば、報告は求めることはできる。 そうするとさっき言ったような、ベントを新たに付けるとか、ベントもただ抜くわけにはいかないから放射性物質が出ないようにいろいろやって抜くようになるんだけど、その設備だって今までは下から水を通してベントしてたんだけど、今後は途中からベントかけるってね。それを穴開けるって言ってんだけど、これ大規模なやつなのさね。 そういったことも地元自治体は調査もしてない、事前了解もしてないわけだ。すると、我々UPZが外からそれをやってくれて言えるのが県だったのさ。地元自治体と同じにしろって言われなくて結んだけど、それとも言えるってのがないのね。
齋藤係長	先ほどの件なんですけど、県から、先ほど言ったように基準は決めている、ただこれまでの事例は示すよと。どういうときに立ち入りしたかという資料はもらっていたので。その中で平成23年4月26日、東北地方太平洋沖地震に係る調査ということで入ってはおります。この協定に基づく立ち入り調査は行っております。
前原委員	そうすると我々のUPZの協定書というのはね、あくまでも私から言わせると蚊帳の外なわけですよ。で、それに対して今言った立ち入り調査してある部分に対しての、立地自治体との協定書に対しての反映されている文言っていうの、一切ないわけだよね。23年4月26日にあったわけですよ。けども、この協定自体は平成17年4月1日以降してないってわけだから。ベントに関しての、そういう変更に関して。
我妻委員長	その後の。
齋藤係長	その後には、23年の10月に同じように2回目入ってますね、立ち入り調査。それから最近だとその後、26年11月に2号機の保安規定違反、ま、いろいろな問題ありましたよね、あれの関係で入っている。
前原委員	だから、それやこれやあるにもかかわらず、この協定書自体は全然進んでないわけですよ。
齋藤係長	ま、立地のほうでどう考えたかということで。
前原委員	それでいいのかっていう・・・
齋藤係長	ベントもたぶんこれに当てはまることになるのかも知れないんですが、ま、どういう解釈・・・

我妻委員長	要は立ち入り調査は、何回も言うように県と女川、石巻、甲ね、これが求めたときにしかできない。それに合わせているだけなのね。やっぱりUPZのほうも、こんな危険な状況だから立ち入り検査してほしいというのが直接言えない。だったら県が、県を通して言えるような状況というのはどうだったの。
齋藤係長	県については、いろんな意見はくださいと言っている。この中には、書けるのがあれなんでしょうけども、言ってもらえるのは構いませんと。当然、県民、市町村からの意見は、頂戴することは拒まないというような話がありました。 ただ、これに載せる、載せない、レベルの問題あって、実際には何回もあったんですが。ここに載せることも意味あることはもちろん私どもわかって要求しましたが。
赤坂委員	ま、文言的には事前に宮城県の了解を得た上でと書かれているから、宮城県がうんと言えればいいわけですよ。なんだかんだって、駄目だって言われるとできないんだ、これ。
前原委員	ということは東北電力に言うんじゃないくて、県にしか言えないってことで。 (「そう」の声)
我妻委員長	そうなの。 だから、県にしか言えないっていうので覚書結んだのに、県知事が1週間後に、なんか、見ればね、門前払いっていうふうにも受け止められかねないような発言になってたんで。 うちのほうで結んでいる12条の、改訂すべき事由があればっていうところを、UPZの中でも再度ね、協議して不十分なところはなかったのかと。ね、県との関係でも。 やっぱり、直接地元並みのやつ入れてくれって言ったのが否定されたから、県と覚書結ばざるを得なかったんでしょ。これ、補完するものなんだよね。だから、補完するものになっていないっていうふうに、今の時点では。その辺の見直してのは、やっぱりUPZの関係自治体との再度、協議が必要なのかなと。たぶん町長もそういう意味で呼びかけしてんのかなと思うけども。 ま、その辺、我々もちょっとね、意見交換もあったので、それらを踏まえながら、やはり県との関係も、我々もちゃんとこういうふうにするべきじゃないかってところは少しまとめてね、町長のほうにも意見ね、今、いろいろ出たのも含めて整理してみたいと思いますけど。担当のほうも少し頑張ってもらおうと。 さっき、櫻井委員から出たような、全国で地元合意ってやつの根拠も、さっき齋藤さん確認しておくって言ってたけども、その辺も含めて。 ま、担当者も苦しい立場でいろいろ頑張ってきたのわかるんで。これからなおさらね、その不十分な点をもう一回洗い出して。 いいすかね。

	今日、さっき出たような意見、ちょっと我々、整理してみて。 じゃ、そういうことでね。
齋藤係長	今日、さっき質問したやつ、早ければ午前中にできれば確認します。
我妻委員長	さっきのね。はい、はい。そうしてもらえれば。 じゃ、どうもありがとうございました。 若干、休憩します。 休憩 10:30 (防災管財課、退室) 10:38 再開 それでは再開いたします。 今、担当課からですね、協定、覚書を結ぶにあたっての経過、若干説明 いただきましたけども。 町長のほうは事務局をとおして UPZ のほうに求めているようでござい ます。最初に言いましたけども、我々議会からもやはり一定の執行部に対 して意見を申し入れたほうがいいというふうには思いますが。これもいろ いろ入れ方もあるんですね。直接言えるかどうか。あるいは議会に報告し てという形に、厳密に言うとな、なっていくということもあるので。ただ、 そうなれば6月議会にまた中間報告という形で報告して町長にっていうふ うになりますが。 いずれ今、だいが、経過を聞いてみても、いろんな点が新たに弱さ、不 十分さがいっぱいあるなってふうに感じていましたし、委員会として一定 程度、執行部に対する意見をまとめて出してやるってことでよろしいです かね。 (「はい」の声) じゃあ、時間もそんなに取れないんです。6月議会に一定の常任委員会 として、この安全協定に関する内容について意見を、基本的には政策提言 という形になろうかと思えますんで、申し述べるという方向でまとめてい きたいと思えます。 よろしいですか。 (「はい」の声) それでは今、いろんな問題点が出たかと思えます。正直言って、その大 前提としている東北電力との協定、これは全部、ほとんど報告事項だけな んですね、電力に絡むね。 ただ、さっき議論になりました立ち入り調査、この辺について若干やり 取りがございましたが、これも電力との関係だから直接、県が立ち入り調 査するときの同行なんですね。この6条、あるいはそれに関連しての適切 な措置の7条。6条、7条、8条がちょっとポイントになるのかなと。さ

	っきのやり取りからいくとね。 はい、前原委員。
前原委員	今言っている 6 条、7 条、8 条すべてそうなんですけども、宮城県の了承とかになってくるんですけども、一番最後に立会人宮城県知事、協定書の一番最後に甲があって乙があって立会人宮城県知事と載ってますね。この宮城県知事のスタンスというのは、宮城県の了解というのは知事の了解という意味ですか。
我妻委員長	ああ、6 条なんかでいうね。うん、そうですね。
前原委員	宮城県知事なんですね。
我妻委員長	宮城県がというのは県知事の判断ですね。
赤坂委員	まあ、宮城県といえば知事が代表だからですけども、やっぱりその担当、所管のほう知事の了解を得てオーケーするとか。
前原委員	ということは結局、すべてこの 6、7、8 条に関しては宮城県が間に入ってますよと、でないと動けませんよと、そういう仕組みなんですね。
我妻委員長	6 条は宮城県が実施するときはですね。7 条もそれに対する要求、8 条も宮城県と女川、石巻、事前協議。6 条には宮城県しか載っていないんだね。8 条は宮城県、女川、石巻、こっちで言う甲がね 3 つ並列しているけども、6 条は甲の中の県だけなんだよね。すると女川とか石巻は立ち入り調査、どうなんだろうね。でも、参考資料 2 ページで言う 10 条は甲と言ってるから 3 つの首長全部入るはずだよ。 (「なんかおかしい、文言が統一されてねえっていうか整合性がねえっていうか」の声) この参考資料がほぼ形骸化されているというふうにしか取れないよね。「甲は、宮城県が」というところ、ここやっぱり女川も石巻も入れるべきだよ。10 条ではできるように読み取れるんだけど。実際は県しかやらないだろうっていう前提にあるんだね、これ。 新聞に石巻市長の談話も載ってんだけど、石巻にしても女川にしても、この立ち入りできるっていうような自覚持っているのかどうか。そんなものしないで同意権だけ持っている。同意範囲は拡大する気はねえと。 副委員長。
赤坂委員	この内容とそれから協定書、覚書も含めてですけども、もうすでに関係市町長が調印を結んだ形になっているので。 だから、これで完璧ではないっていうのが今日の会議でいろいろ出されているんで、前回見落としているところね、我々も反省もしなきゃないんだけども、やっぱり再チェックをしながらこれの見直しも含めてね、議会としてもうちょっと少し内容の精査をしながら、あとは UPZ の最初の発案である美里町長、働きかけを皆さんにしてもらおうようお願いする形の整理を急いであるような形しか今、ないんじゃないの。 出来あがったものをここでどういじったってしょうがないことだし。 この中身の精査をじっくりとやっていったらどうでしょうかね。そして、それを一応、町長のほうに上げ、それを UPZ 自治体のほうにね、提案して

	もらうと。当然、県も含めての話。
我妻委員長	今、その意見を求めたいなと思って。
赤坂委員	内容的にはやっぱりじっくりと時間をかけてこれもう一回、目を通して みる必要あるかなと思ってね。
我妻委員長	ああ、今ここでの結論でなくて。
赤坂委員	うん。
我妻委員長	という副委員長から今。 いろんな課題、出し合っていたいただきましたけど、もう一回、それぞれ精 査して町に。まとめる、次回まで検討してきてもらうってこと。
赤坂委員	そういうことだね。
我妻委員長	という副委員長からの今、発言なんですが、どうしますか。
赤坂委員	この時点でいろいろ気が付いているところ出してもらえば、それらも優 先的に、まとめる段階で生きてくる。 たぶん、これ全体を見直さないとな、これ筋道が通らないところもあるん で、ちょっと時間がかかるんじゃないかと思うのね。一部文言を手直しす ればという内容でないような気がするんだ。ただ、それがあくまでも美里町 の議会としてぜひ一つ県なりね、働き掛けしてほしいということの提案す る段階としてはいいんだろうけども。
我妻委員長	前原委員。
前原委員	河北の社説の中のね、下から２段目の後半なんですけど、「同じ東北電の 東通原発では、むつ市など周辺自治体が２００４年、独自調査の権限を盛 り込んだ協定を結んでいる。女川原発に関する協定が一步後退したままで いいのかどうか、あらためて検討すべきだ」となってますよね。やっぱり 同じ電力管内でもこういうことあるわけですよ。で、そういうところを 調べてみるのも方法です。
我妻委員長	独自調査の権限を盛り込んだ協定を結んでいるところもあるということ のようでございます。まあ、そういったところもちょっと調査して、 協定の改訂あるいは県との覚書、いずれ。
前原委員	並べて見たほうがいいですよ。一つだけの協定書見てどうのこうのじゃ なくて。やっぱり今のむつ市もそうですし、あとは柏崎、そういうところ の協定書並べて見て、こういったとこどうなってるのか。そうなると見 てくる部分あると思うんですね。
我妻委員長	では、そういうところ次回までそれらも調査して、あとさっき出された いろんな懸案事項も含めて、整理して意見として反映していくということ で進めていってよろしいですか。 （「はい」の声）
橋本委員	ちょっと待って、委員長ね。
我妻委員長	はい。
橋本委員	町に意見を出すなら町長のほうもこの協定に対する知事の判断というの は不満だ、（聴取不能）と言っているんでしょ。今、私たちが話したことと

	考え方は同じでしょ、町長は。ね。ただ5市町の中で不協音があるんです。そこまでしなくてもいいという町がある。私のほうはしてほしい。だから、町長さ同じことを言ったって同じじゃないの。 私は問題は何かというと、この5つの町の主の人たちが共通した認識を持って、共通した要求を持って行政を動かしていくという考えが必要なんだから。町長に言うよりも、むしろ5市町間の議員の連中と私たちが話し合って、統一の方向とれるような形で、統一の行動で各行政の長に申し入れると。そのほうが早いんでないですか。同じ考え方を持っている町長に何を言うんです。委員長、何を言うつもりでいました。
我妻委員長	一つは町長も見直しを含めて UPZ の中で協議をしたいなという意向を持っているようでございますんで、その見直しの、こういうところは必要だろうってことを、きちんともう一回精査してみようっていうのがさっきの話。あと今、橋本委員から言われたように、確かに首長だけでなくね、その関係する議会と議論して一緒にやっていこう、行動一致する、求めていく場、それも必要だと思いますんで。それはちょっと議長のほうを通して検討してみたいというふうに思います。
橋本委員	委員長ね、地元自治体と同じような協定内容をまず最少限、結びたいという気持ちなんですよ。それ、あるんだもの。だから何も検討する必要ないんだ。それで十分（聴取不能）やればいいのであって。ただそれで不十分だったら、それに代わるものを作ればいいのであって。 だから、問題は何かっていうと、足並みのそろわない5つの町の状態を我々のほうで運動しながらまとめていかなければ、足並みそろわないで、あんとこの町だけですと県知事に言われぬ。だから、（聴取不能）をなくすためには、やっぱり5つの町が今回結んだ協定書が不備だとしても、その協定では不備だからさらにこういうことを、地元の町で協定していかないかという運動を4つの町に呼びかけていくのが専決ではないかと思っている。 何も同じ考えを持った町長に合ってね、暇つぶしの話したって。結果的に出る（聴取不能）は同じでしょ。
我妻委員長	いや、ちょっといいですか。 今、議論してきたのは不十分さのところ、特に出たのが立ち入り調査とか、今、むつ市などが独自調査権限を盛り込んでいるところもあると。そういったところはやっぱり町のほうも、そういうの、もっと訴えて、ほかの首長たちもね、協議してほしいというようなことを伝えるのは必要だと思います。 そういう具体的なものをこの次まとめて首長に言う。あと、言われたように関連する自治体の議会との協力関係を作っていくということも必要だろうと思いますので、それは議長のほうを通じて、その場が作れるかどうか検討したいというふうに思います。 よろしいですか。 （「はい」の声）

	並行する事態になるうかと思いますが、まあ、一応、執行部のほうに我々の意見を反映するとなれば、6月議会にまた中間報告という形で出すしかないんで、6月議会の前にもう一回、常任委員会を開催というふうになりますが。 よろしいですか。 (「はい」の声) じゃ、次回の日程ですね。 招集告示が8日でございますんで、その前になると来週っていうことになります。 質問の締切日は・・・
赤坂委員	締め切り10日。だから11あたりか。
我妻委員長	11だと議運入っちゃうね。
赤坂委員	あ、そうか。 んで、告示の次の日、9日。
我妻委員長	9日という副委員長の。
赤坂委員	できれば午前。
我妻委員長	いいですか。 (「私はオーケーです」の声) じゃ、9日の9時半。 (「はい」の声) それまでですね、委員の皆さんにもいろんな情報、収集ができましたらやってきていただいて。UPZの中でも、橋本さん言うとおり、足並みそろわないUPZでございますが、最大限、盛り込めるように努力する、最低限のものをね、意見として町のほうにも反映していきたいと思いますのでよろしくお願いします。 その後の災害対策について避難計画等の状況については、その後、詰め方を確認してよろしいですね。 (「はい」の声) それでは二つ目ですね。 6月議会で確定してもらうようになります、所管事務調査でございます。皆さんのほうから、こういうところでこういう調査を、ということがございましたら。 規定の中でとなると、距離もかなり狭められるんですよね。場所も。
櫻井委員	委員長で何か腹案はないんですか。
我妻委員長	私としてはですね、防災計画でずっと議論となってきた中での放射線関係の医療対策ね。進んでいる松本の対策、勉強しがいがあるなと。そういうふうに思っていましたけど、うちのほうも、どうしても南郷病院だけ、公立病院はね。そこもほとんど放射能、放射線、原子力災害体制では動いてない。そんな状況もございますし、医師会との関係等々もいろんな課題もあるだろう。

前原委員	市長さんはお医者さんでしたっけ。
我妻委員長	松本市長は医者ですね。医者だからできたのか、医師会との関係等々も密にやっているようですし。
橋本委員	委員長、いいですか。
我妻委員長	はい、橋本委員。
橋本委員	私はね、今のようなありきたりの視察、研修ってのやめろって言う。 なぜかという、行って来た（聴取不能）も發揮できない。私、実は行きたいところってのは、これは実はなんで議会通すのかっていうと、個人で議員として行くよりは、議会から紹介で行くことが、向うで様々な準備している。 私は議会側を通さないでボンと2日に大崎に行って、公共下水に絡めて合併浄化槽の問題、調べてきます。その後、次は県内の一番進んでいる色麻町とか大衡、大郷、この辺を調べてきたいと思っているんだけど、これは議会の金をもらうんでなくして、こんなもん日帰りでもいいんだから。ただ、議会の紹介で、要するに援護で行けば（聴取不能）。 今までやった中で議会活性化って言いながらね、極端な話、これ議事運営委員会だけでも、岩手県に2、3回行きながら、議会の活性化なにもしてないでしょ。私、帰ってくるとすぐ議会基本条例をこういうふうに作りたいが、どうかって出したら握りつぶしてんです。活性化の調べに行ったのが、しない。これはこの中にも議運、何人かいるはず。 問題はそういう形で視察をやっているからなので、そろって行くのではなく、私はこの目的でここに行きたいと、目的を持って、帰ってきたら責任を持ってそれを議会に反映する。行政に伝える、要求する。それぞれの気持ちを持って行くようにするなら、私は賛成です。そのためには集団で行かない。一人でなり二人で行く。気心合った連中と。この間、私はこう言ったんです、福田女史に。あんた方、和歌山県に行ってきたけれども、和歌山県に行ってきた中であんたは提案した（聴取不能）なんで6人の議員が賛成しなかったのやとこう言った。7人で行って一人の議員が提案したら6人の議員が反対なんですよ。そんな視察をしてきて何になるかつう。 （聴取不能）行くんならば一つの目標を持って、このことを町民の安全安心、利益のためにやろうという意識でもって視察に行くならわかるけども、単にみんなが行くから行くんだというような、言われるような視察はやめてくれると。今、財政は大変なんです、この町は。その町の財政が大変なのは（聴取不能）議員が作ったんだから。あんまりこれ以上悪くしないように努力しましょう。そのために視察も、ある場合にはそういうふう金のかからない、気持を持たない人は行かない、それから、行くんならば近所にも進んでいる所がいっぱいある。昨日、今日の新聞にも出てた。介護保険料を上げない町がある。なんで上げなくてもいいのか。そういうような5千（聴取不能）介護保険を上げないで済んでいる自治体、そういうところ行ってどういう方法を採用して上げてないのかそういうこと調べてく

	るなら（聴取不能）だけども、それを（聴取不能）。 私は委員長が言うように、どっか行きませんか、うん行きましょうかというような視察は、もうやめてくれと。 以上、申し上げます。
我妻委員長	はい、前原委員。
前原委員	私と鈴木さんと佐野さんが去年、初めて行かせていただきました。残念ながら橋本委員は行かなかったんですけど、行って非常に私たちは勉強になったと思います。で、橋本委員言うほどの、役に立ってないのかなと今、ふと思ったんですけども。かなりの成果、私は出たのかなと思っています。残念ながら橋本さん行かなかったの、それに関しては回答する部分ではないと思っている。 なので、所管課の所管事務調査なんでね、みんなで行くことによって目的が達成されると。その辺をですね、ぜひ酌んでいただいて、調査場所を決めてもらいたいと思います。以上です。
橋本委員	委員長。
我妻委員長	はい、橋本委員。
橋本委員	（聴取不能）どういうふうに上がりました。 上がったというその成果は。
前原委員	耳悪いんで聞こえない。
橋本委員	視察の成果が上がった、何が上がったんです。
我妻委員長	はい、佐野委員。
佐野委員	例えばですね、この間、美里町の防災対策出たんですけど、この中にも原子力の関係も盛り込む。これはやっぱり、視察に行ったとき、町民に知識っちゅうかですね、それを知らしめるためのパンフレットというか、その辺を管財課のほうにですね、早く作ったらいいんじゃないかというようなそういうふうな要望もそれ。ま、原子力ではなかったんですけども、防災対策全体の中の一部というふうなことでですね、すべてではないですけども載ってきたちゅうの、ま、一つの成果があったんじゃないかなと私は見てたんですけども。
橋本委員	委員長。
我妻委員長	はい、橋本委員。
橋本委員	ほかの町の見ましたか。佐野君、ほかの町のやつ見た、これ。
佐野委員	何をですか。
橋本委員	資料。ほかの町も出してんだ。 ほかの町と同じなんだつつうの、これ。見てみい、ほかの町。
佐野委員	どこですか。
橋本委員	いやいや、ほかの町。自分で調べらいん、どこか。
佐野委員	わかんねから。
橋本委員	わかんねければ、これ優秀だと言えんのかつつうの。ほかの町と同じな

	んだ。(聴取不能)
佐野委員	そういうこと言ってんじゃないですよ、私は。
橋本委員	なんで(聴取不能)
前原委員	はい、委員長、進めましょう。
橋本委員	んだ、進めて。
佐野委員	行かない人は言わないで。
櫻井委員	議会全体のことなんでね。議員個人じゃないから。
我妻委員長	うちのほうは政務調査費、出していませんので議員個人が調査するってことの費用弁償ってことはできませんので。
橋本委員	行けないはずないんだ。分科会じゃなきゃ行けないって話、それ規則、変えればいいんだから。規則変えんのは議員でしょ。
我妻委員長	規則を変えれば、規則はまだ変えてません。 まず、常任委員会活動としての所管事務調査ということで考えていますので、よろしくお願いします。
前原委員	いいと思います。
赤坂委員	あくまでも、今期テーマの、原子力災害の関連だけですよね。それとも限定しないか。総務か産業、建設全部を含めるか。
我妻委員長	あとはあの、議会報告会なんかで出た、対策として自然エネルギーの状況どうなんだって話も出てましたけども、そういうのも一つの。うちのほうは太陽光やってますけど。
赤坂委員	防災が一つあるだろうし、あとは新エネルギーとかね。あるいは新たな活性化、特にこの町が活かそうなところとか、そういうようなところをちょっとピックアップして一回、視察することも必要じゃないかと思っている。 メーンをどれにして、ついでというわけじゃないけども、その足で、やっぱりこの委員会で活かそうなところをピックアップしてね、有効に日程を活かす内容、ちょっと検討してみたら。 松本だったら長野あたりでは、いろんなものいっぱい先進事例もあるし、いいんじゃないかなとは思いますが。いろんな面で先進県なんですわね。
我妻委員長	長野を調べてみると、県自体が自然エネルギーを、一自治体、一自然エネルギーっていう方針で取り組んでいるんですが。自然エネルギーはね。ま、あと副委員長から言われたように、あとは町でも進めようとしている活性化施設。 そういったのも我々のほうから言えば一つのテーマも含むかなと思いますけど。 ただ長野だとね、旅費的に言うと規定内では収まんない。教育民生のほうもたぶんバスとかで、群馬県を入れているようですが。 一つのテーマとしてさっきの自然エネルギーだと、長野で小水力発電、土地改良区中心の。これなんか、うちのほうは水稻の栽培関係終わったら上げないでしょ。土地改良区なんかでやれば農業用水なんかを使った小水

	力発電なんか。どっかで下水も使ったのあります。一番進んでいるの、長野の飯田市なんですね。あれは名古屋、近いから。あそこは会社を作って、みんなが資金を出し合ってそれを中心に、いろんなエネルギー、風力、水力も太陽光も、あとは楨を使った、いろんなの組み合わせてやっている。あそこはちょっと遠すぎてね。
赤坂委員	やっぱりこの美里町でね、そう遠くなく実現可能なような先進事例を見る必要があるのかなって気がするね。でかすぎず、小さすぎずで。非常に選定は難しいんだけど。 この次の会議でだめなの。
櫻井委員	資料を見て、この次の会議まで。
赤坂委員	9日までどこかピックアップしてきてもらって。
我妻委員長	9日までだめなの。遅いから。 次長、9日では遅いかな。
佐藤次長	9日に決めればですが、決まないと、むこうの了解を取らなくちゃいけないですから。ま、会期が16からですから、もしうまく向うから返事がくれば。
赤坂委員	ああ、相手があっからな。
佐藤次長	9日過ぎですよ、この打診をするのがですね。
我妻委員長	だね。
佐藤次長	その回答くるのに、今日の今日で回答、戻らないんで。打診したところだめだったら次という話になる。
赤坂委員	うん、第2、第3案も作って、すぐ連絡取るようになる。
櫻井委員	テーマと行き先だけだっけか、議長あてに出すのは。
赤坂委員	事前にもしほら、こういうところをね、一回行ってみた方がいいんじゃないかってところをね、前もって会議の前まで提案できるんなら教えてもらえばいいの。それぞれ。特になければおまかせかもしれない。
我妻委員長	9日まで確認ということか。 それまで段取りつけて。
赤坂委員	そう。2、3候補ピックアップ、それぞれちょっと試みてね。
我妻委員長	鈴木さん、どうですか。
鈴木委員	エネルギー関係もいろいろありますけども、私もすぐ思いつくところ、地域を限定するとなかなか出てこないですね。
我妻委員長	前原委員に一任するか。
前原委員	わかんないですもん。
赤坂委員	どういうところとかさ、ある程度、絞っていけばいい。
前原委員	だから、逆にキーワードをね。
橋本委員	どっか行くとこ探してんの。なら俺、一つある。
我妻委員長	はい、橋本委員。
橋本委員	あのね、橋本です。昨日、下水道課へ行って、この間、小牛田駐在から

	農協倉庫あるところまでの下水道工事、１億２千万、これで地図をもらってきたんです。公共枴なんぼ付けたって言ったらね、約３０個くらいあるんです。だから国道、要するに本管を入れたとすれば入れなくちゃないと。で、枝の方に行くときにはまた配管をしなくちゃないと。だから、今回、１億２千万の効果を受けるのは約３０件。３０件で１億２千万なら４００万なの、１件あたりね、１戸あたり。これから奥のほうの利用者へ行くためには、さらに配管をしなくちゃないとこう言っている。これ地図ありますから。昨日、下水道課へ行ってコピー代払いながらもらってきた。 だから、そういうふうに水を浄化するなら、なんでも下水道でもいいという考えしかない議員がいるようだから。他の町へ行って合併、個別浄化槽、この辺の勉強をするのに私は近場でも、大郷でもね、あるいは古川回ってくると日帰りできるなど。これの勉強、行きませんか。すると（聴取不能）つうの十分わかるはずだから。こんなに、合併浄化槽が一戸あたり１００万くらいでできるやつをね、それを３００万も４００万もかけながらやっている事業を認めてきている議会に問題があると。こう私は思うんです。その勉強、まずしてほしいなど。特に佐野議員から反対されたから。ああ、この人、個別浄化槽のことを知らないんだなと思ったから。もし、知ってんならば、ああいう発言できないし、知らないならば行って、私の口よりも担当の、その町の人たちの努力っての聞いてみて、あっ、こんなに経済効果があんのが、（聴取不能）。県内に（聴取不能）浄化槽の問題について先進的な町、県北で言うと大崎、色麻、加美、大衡、この４つ、回って行きませんか。私はそれなら大いに行く。
我妻委員長	はい。合併浄化槽の話が出ましたけど。
橋本委員	浄化方法について。
我妻委員長	若干、今、防災管財課からさっき課題にしていたのを報告したいということですのでちょっと。
赤坂委員	さっきの確認も必要だったことで。
我妻委員長	課長、よろしくお願いします。 （防災管財課長、係長 入室） じゃ、お願いします。
防災管財課長	はい。ちょっとさきほどの確認事項の件で。今、県庁のほう確認取れましたので、この場でご報告させていただきます。
齋藤係長	２点、回答したいと思います。 一つ目が、地元の定義というものがはっきりしたものがあるのかどうかと。二つ目は、安全協定の見直しは、県は考えたのか、やったのかという部分。２点について説明します。 まず一つ目ですが、その根拠となる部分、地元の根拠、再稼働の、これにつきましては、国ははっきり示していないと。地元ということで、同意は取れよということはあるんですが、それがどこという範囲は示していない。宮城県もこのことについて、国に対してははっきり示してほしいということを要求しているんですが、答えは来ていないと。ただ、国は大臣等い

	ろんなところの発言の中で地元の同意を取るということは出てるんですが、その根拠となるものがないと。というような県のほうに確認を取った部分でございます。 それからですね、安全協定について見直しはしたのかしなかったのか、その結果どうだったのかという話を聞いたところ、県としては地震後に先ほどお話しした立ち入り調査をしたり、安全性の検討会をやってですね、いろいろなそちらの方面で安全性について対応しているということだったんですが、安全協定について現時点では見直しの必要はないという判断したということです。 ということで報告させていただきます。
我妻委員長	すると地元合意ってのは、別にこの協定に基づくものでもないし根拠がないってこと。
齋藤係長	そうですね。県にはこの協定の中身で確認しましたが、先ほど言ったように、安全協定の中にやはり再稼働のことをうたっているという認識はないと。電力もないはずだと。
我妻委員長	そのほかにもないの。ないってことね。
齋藤係長	国に確認を取っているということ。その判断については国に示してもらうように要求していると。
我妻委員長	何を根拠に地元の合意を得なければならないのかは、わからないと。
齋藤係長	県ははっきりしていないと。
我妻委員長	規制委員会でもなんでもないの。
齋藤係長	県の担当からはそのように回答を受けました。
赤坂委員	それも大雑把な話だな。
齋藤係長	漠然と自治体に投げられているというような状態なのかもしれません。
赤坂委員	県はなに、担当課。
齋藤係長	原子力安全対策課です。
我妻委員長	はい、それはあとで、それを踏まえてちょっと考えましょう。 ありがとうございました。 （防災管財課長、係長 退室） 橋本さんから合併浄化槽の進んでいるところ、県内で回れという意見でございました。
櫻井委員	いいですか、委員長。
我妻委員長	はい。
櫻井委員	回ってきてね、それを勉強して視察ったって、下水道事業、今、認可区域になって事業を進めているわけだ。それをね、合併浄化槽で覆してやれっていうことでできないんでないの、議会でも。どうなんでしょうね。
我妻委員長	ま、これも研修してそのまま反映するかどうかは別ですからね。 橋本委員。
橋本委員	今のは町が区域を縮小すればいいんで。縮小することは、県知事に提出して了解を求めりゃオーケー。それだけで終わりそうな気がする。

櫻井委員	その法律まではよくわからないけどもね、認可されて国から予算が来ているのにね、縮小したら今度は予算を返すとか、そういうちょっと細かいことはわからないんですけども。縮小したからどうのこうのはちょっとわからないと思うな。
橋本委員	これの関係では都市計画法、公共下水道法、合併浄化槽法、水質汚濁防止法、河川法、この6つから7つの法律を勉強していかなければだめです。それを議員の皆さん方が勉強して議会で発言するのが当然なんだろうと私はこう言っているんで、そのためにまず聞きに行ったらどうかと。
我妻委員長	北浦は範囲拡大したほうですから、逆にね。今まで北浦入っていないのをあとで拡大したほうでございますから。 （「後で拡大したのね」「認可区域外だった」の声） あれは結果的に入っていなかったんです。 いろいろ条件もあって意見のわかれるところでございますが、それぞれ浄化槽の進んでいるところ等は勉強していただくということで。条件もありますからね。
橋本委員	もう一つはね、会計監査員からも指摘されるから。会計監査の資料は下水道課でもらって読んでみてください。なんて書いてあるか。こういう公共下水道を無理にやってきたことによって、大変な無駄をやっているのではないかと、こう指摘が2回出たと思われています。そういう資料を見ながら私は話をしているんですが、皆さん方も私以上にしていると思うけれどもしていない人があれば読んでください。
我妻委員長	はい。それではそういう勉強をする前提で、これからですね、対応をしていきたいと思いますが。
赤坂委員	案の一つとして出されたので、案としては一応、組み入れておいて。 あとは次回、9日の会議まではそれぞれで、いいと思われるところをピックアップしてきてもらうことでいいんじゃないの。今日、決められない。
我妻委員長	じゃあ、皆さん、来週・・・
赤坂委員	9日の前に提案をしてもらえばいいじゃないですか。
我妻委員長	それぞれね。ネット等を使う、得意な人いっぱいいますから。 出していただいたのを委員長、副委員長と調整させていただいて、9日まで具体的なものを示すようにしたいと。その条件付けてね。 それだったら次長、大丈夫だね、その前に作業して。9日に確認すると。
佐藤次長	9日にみんなで決めてもらえば。
我妻委員長	相手のほうも含めてね。
佐藤次長	相手にはそこから打診になりますから。
赤坂委員	決めたところから始める。
我妻委員長	そこまで内々、打診していてもいいね。
佐藤次長	いや、皆さんで、どこと決めないうちは打診できないと思いますが。
赤坂委員	決まったということを、決定に基づいて打診するんだとさ。ただ、それも、打診したらだめだったということもあるからだけでも。

佐藤次長	日にちも決まらないで打診するわけにもいかないのです。
我妻委員長	９日で確認して、その日のうちをお願いしてしまえばいいんだ。
佐藤次長	そうですね。それでもこうからの回答を待ってと。
我妻委員長	正式な文書でなくても内諾を得れば日程的には間に合うと。 じゃ、そういうことで９日に最終判断をして、その日のうちに相手のほうとも連絡も取り合うと。 そういうことで皆さんも検討してきていただくようお願いして、今日は以上で終わりたいと思いますけどよろしいですか。 （「はい」の声） じゃ、副委員長お願いします。
赤坂副委員長	長時間にわたっていろいろ議論していただきましたけども、まとめ作業的なものを次回までそれぞれ整理をしてきていただいて、所管事務の候補地についても検討していただいて、その件については事務局なりあるいは委員長なりで前もってどうだろうかという打診の提案をしていただければと思います。 そんなことで次回、９日、９時３０分ということで会議を開きたいと思いますので、それまでどうぞよろしくお願いしたいと思います。 以上で本日の会議を終了いたします。 どうもご苦労さまでございました。
	１１：３５終了

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務、産業、建設常任委員会

委員長